

職員旅費規程

平成27年4月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）の役職員が、広域機関の用務ために旅行するときに支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄及びこれらに付属する島をいう。以下同じ。）における旅行をいう
- 二 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう
- 三 出張 役職員が広域機関の用務のため一時その勤務地（役職員の就業の場所をいう。以下同じ。）を離れて旅行することをいう
- 四 帰住 役職員が死亡した場合において、その役職員の扶養親族又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう
- 五 親族 役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう
- 六 扶養親族 役職員の親族で主として役職員の収入によって生計を維持している者をいう
- 七 遺族 役職員の親族及び役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう

(旅費の支給)

第3条 役職員が出張した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

- 2 役職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。
 - 一 役職員が出張のため国内旅行中に死亡した場合 当該役職員の遺族
 - 二 役職員が死亡した場合において、当該役職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合 当該遺族
 - 三 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該役職員の遺族
- 3 この規程により旅費の支給を受けることのできる者が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令を変更され、取り消され、又は死亡した場合において、当該出張のため既に支出した金額があるときは、その者に対しその金額のうち損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 4 この規程により旅費の支給を受けることのできる者が、旅行中交通機関の事故、天災その他自己の責に帰さない事由により概算払を受けた旅費（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合は、その者対

しその喪失した金額を支給することができる。

(旅行命令)

第4条 役職員の旅行は、別に定める旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、自らその必要性を認める場合又は旅行者から広域機関の業務上の必要、天災その他やむを得ない事情による変更の申請があった場合には、既に発した旅行命令を変更することができる。
- 3 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、旅行日、目的及び旅行先を記録しなければならない。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

- 2 旅費は、原則として、勤務地を発着地として計算する。
- 3 旅行者の住所又は居所が出張経路上にある場合であつて、その住所又は居所から旅行する場合には、旅費は、その旅行の実際に要した額により計算する。

(旅費の請求及び清算手続き等)

第6条 旅費の支給を受けようとする旅行者又は概算払による旅費の支給を受けた旅行者であつて、その旅費の清算をしようとする旅行者は、旅費の計算に必要な書類を提出しなければならない。

- 2 概算払による旅費の支給を受けた旅行者は、当該出張の完了した翌日から起算して2週間以内に旅費の清算をしなければならない。

第2章 国内旅費

(国内旅費の項目)

第7条 国内旅行の旅費（以下「国内旅費」という。）は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等、日当及び宿泊料とする。

(鉄道運賃)

第8条 鉄道運賃の額は、別表1の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。なお、急行料金、特別車両料金及び指定座席料金の支給については、次の各号に定めるところによる。

- 一 急行料金を要する線路による旅行のときは、旅客運賃のほか、次の一に該当する場合に限り急行料金を支給する
 - イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上ある場合
 - ロ 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上ある場合
- 二 特別車両料金を要する線路による旅行のときは、旅客運賃及び急行料金のほか、特別車両

料金を支給する

- 三 座席指定料金を要する線路による旅行のときは、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金を支給する。ただし、支給については特別急行列車または普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上ある場合に限る

(船舶運賃)

第9条 船舶運賃の額は、別表1の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。なお、寝台料金、特別客室料金及び座席指定料金の支給については、次の各号に定めるところによる。

- 一 用務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には旅客運賃のほか、寝台料金を支給する
- 二 特別船室料金を要する船舶を運行する航路による旅行のときは、旅客運賃及び寝台料金のほか、特別船室料金を支給する
- 三 指定座席料金を要する船舶を運行する航路による旅行のときは、旅客運賃、寝台運賃及び特別船室料金のほか、指定座席料金を支給する

(航空運賃)

第10条 航空運賃の額は、別表1の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。

(バス運賃等)

第11条 バス運賃等の額は、別表1に掲げる額とする。

(日当)

第12条 国内旅費のうち日当の額は、別表2に掲げる額とする。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル未満の旅行で在勤地(勤務事務所から8キロメートル以内の地域)外において引き続き5時間以上用務を行う必要がある場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、定額の2分の1に相当する額とする。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第13条 国内旅費のうち宿泊料の額は、別表2に掲げる額とする。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(遺族の旅費)

第14条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、死亡地から勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

- 3 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号により計算した居住地から帰住地までの鉄道運賃、船舶運賃及びバス運賃等とする（死亡した日における年齢により計算）。
- 一 12歳以上の者 帰住の際における役職員相当の鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等
 - 二 12歳未満6歳以上 前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - 三 6歳未満 6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその帰住の際における役職員相当の鉄道運賃および船舶運賃の2分の1に相当する額

第3章 外国旅費

（外国旅費の項目）

第15条 外国旅行の旅費（以下「外国旅費」という。）は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等、日当、宿泊料及び旅行雑費とする。

（鉄道運賃）

第16条 鉄道運賃の額は、別表3の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。なお、急行料金、寝台料金及び座席指定料金の支給については、次の各号に定めるところによる。

- 一 用務の必要により、別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には旅客運賃のほか、急行料金又は寝台料金を支給する
- 二 座席指定料金を要する線路による旅行のときは、旅客運賃、急行料金及び寝台料金のほか、座席指定料金を支給する

（船舶運賃）

第17条 船舶運賃の額は、別表3の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。なお、寝台料金及び特別船室料金の支給については、次の各号に定めるところによる。

- 一 用務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には旅客運賃のほか、寝台料金を支給する
- 二 特別船室料金を要する船舶を運行する航路による旅行のときは、旅客運賃及び寝台料金のほか、特別船室料金を支給する

（航空運賃）

第18条 航空運賃の額は、別表3の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。

（バス運賃等）

第19条 バス運賃等の額は、別表3に掲げる額とする。

（日当及び宿泊料）

第20条 外国旅費のうち日当及び宿泊料の額は、別表4に掲げる額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、鉄道の寝台料金が支給される場合の宿泊料の額は、別表4に定める宿泊料の額の10分の7に相当する額とする。

3 第12条第2項及び第3項、第13条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊料について準用する。

(旅行雑費)

第21条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨の交換料並びに入出国税の実費額とする。

(死亡手当)

第22条 死亡手当の額は、第3条第2項第3号の規定に該当する場合には、別表5に掲げる額とする。

第5章 雑則

(旅費の調整等)

第23条 旅行命令権者は、旅行者がこの規程に定める旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合及びこの規程に定める旅費を支出することが不適當である場合には旅費を調整することができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

国内旅費（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等）

運賃及び階級		役員	職員（5級以上）	職員（4級以下）
鉄 道 運 賃	旅客運賃	利用に要する運賃		
	特別料金	特別急行料金・急行料金		
		座席指定料金		
		特別車両料金		
船 舶 運 賃	3階級	上級の運賃	中級の運賃	
	2階級	上級の運賃	下級の運賃	
	階級なし	利用に要する運賃		
	特別料金	特別船室料金		
		座席指定料金		
		寝台料金		
航 空 運 賃	2階級	上級の運賃	下級の運賃	
	階級なし	利用に要する運賃		
バス運賃等		利用に要する運賃		

別表 2

国内旅費（日当及び宿泊料）

区分	日当（1日につき）	宿泊料（一夜につき）	
		甲地方	乙地方
役員	3,000円	14,800円	13,300円
職員（5級以上）	2,600円	13,100円	11,800円
職員（4級以下）	2,200円	10,900円	9,800円

※甲地方：さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

別表 3

外国旅費（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等）

運賃及び階級		理事長	理事	職員（5級以上）	職員（4級以下）
鉄道運賃	3階級以上	最上級の運賃			最上級の直近下位の運賃
	2階級	上級の運賃			
	階級なし	利用に要する運賃			
	特別料金	急行料金			
寝台料金					
座席指定料金					
船舶運賃	2階級	最上級の運賃			
	更に区分する最上級の運賃に合	4階級以上	最上級の直近下位の運賃		最上級の直近下位の直近下位の運賃
		3階級	中級の運賃		下級の運賃
		2階級	下級の運賃		
	階級なし	利用に要する運賃			
	特別料金	特別船室料金			
寝台料金					
航空運賃	3階級以上	最上級の運賃	最上級の直近下位の運賃		最上級の直近下位の直近下位の運賃
	2階級	上級の運賃			下級の運賃
	階級なし	利用に要する運賃			
バス運賃等		利用に要する運賃			

別表 4

外国旅費（日当及び宿泊料）

区分	日当（一日につき）				宿泊料（一夜につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
職員(5級以上)	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円
職員(4級以下)	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円

※指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

別表 5

死亡手当

区分	金額
役員	640,000円
職員(5級以上)	520,000円
職員(4級以下)	460,000円